

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3260号)

令和7年9月30日

横情審答申第3260号
令和7年9月30日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年6月14日旭税第167号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表と個人別明細書）※対象者は請求者本人。なお、総括表については、対象者の中に請求者本人を含むもの。」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和5年1月から12月までの1年間に支払った給与の総額に係る給与支払報告書（総括表と個人別明細書）※対象者は請求者本人。なお、総括表については、対象者の中に請求者本人を含むもの。」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件保有個人情報開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月15日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 1月1日現在において横浜市内に居住している者に係る給与支払報告書は、財政局法人課税課が所管する横浜市特別徴収センターへ提出することが義務づけられており、横浜市特別徴収センターは、提出された書類を基に、会社への納入額の決定や従業員の異動に関する事務を行っている。そのため、旭区税務課には給与支払報告書が提出されることはない。
- (2) 旭区税務課は、横浜市の税務システムにおいて給与支払報告書の内容について参照することはできるが、税務システムにおける給与支払報告書に係る保有個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有している状態ではなく、税務システム以外に本件保有個人情報の取扱いをした事実もない。このことから、本件保有個人情報は作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 不開示とする合理的根拠の記載がない。

5 審査会の判断

- (1) 個人市民税・県民税の賦課に係る事務について

横浜市では、地方税法（昭和25年法律第226号）及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）に基づき、個人市民税・県民税の賦課資料の収集、賦課等に関する事務を行っている。

旭区税務課では、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項で規定する市税の賦課資料の調査及び収集（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に係るものと除く。）、市税の賦課に関する事務（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものと除く。）に関する事務を除く。）等の事務を行っている。

財政局法人課税課では、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第3条の3で規定する特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。）の調査及び収集、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものと除く。）等の事務を行っている。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報開示請求書の記載から、本件保有個人情報は、審査請求人に係る令和5年1月から12月までの間の給与支払報告書であると解される。

- (3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 法第60条第1項では、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと規定している。

イ 行政機関が保有しているとは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうと解される。

ウ 実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 給与支払報告書は、財政局法人課税課が所管する横浜市特別徴収センターが保有しており、旭区税務課ではその利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有していないことは審査請求人に案内している。その上で、請求先

に旭区税務課を指定して本件保有個人情報開示請求を行っていることから、審査請求人は旭区税務課が保有する審査請求人に係る給与支払報告書の開示を求めていると解し、本件処分を行った。

(イ) 旭区税務課では、税務システム上で給与支払報告書のデータを閲覧することができるが、当該データを変更・削除等する権限はなく、本件保有個人情報を事実上支配している状態にあるとはいえない。

エ 以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件保有個人情報の取扱いについて決定する権限を有するのは旭区税務課ではないと審査請求人に伝えているとのことであり、その上で審査請求人は、本件保有個人情報開示請求書において「横浜市旭区税務課・・・へ請求します」と請求先を指定して請求していることから、実施機関が審査請求人は旭区税務課が保有する文書の開示を求めていると解したことは首肯できる。そして、上記(1)の旭区税務課と財政局法人課税課の事務を踏まえると、本件保有個人情報は財政局法人課税課が保有しており、旭区税務課では税務システム上でそのデータを閲覧することができるものの当該データを変更・削除等する権限はなく、本件保有個人情報を事実上支配している状態にあるとはいえないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 6 月 14 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 7 月 16 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 22 日 (第13回第五部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 4 日 (第14回第五部会)	・審議